

## 令和5年度 第1回北海道地方独立行政法人評価委員会 議事録

### 1 開催日時

令和5年4月26日(水) 13:30~13:40, 14:00~14:30

### 2 開催場所

道庁別館9階 第2研修室  
(札幌市中央区北3条西7丁目)

### 3 出席委員

安藤 誠悟 委員(弁護士、弁理士)  
伊藤 実枝子 委員(株式会社コンフィ 代表取締役)  
上田 佳代 委員(国立大学法人北海道大学大学院 医学研究院教授) ※オンライン出席  
大森 義行 委員(札幌大学学長)  
木原 真由美 委員(中小企業診断士) ※オンライン出席  
才原 慶道 委員(国立大学法人北海道国立大学機構 小樽商科大学商学部教授)  
田中 慎也 委員(公認会計士)  
成田 吉明 委員(医療法人溪仁会 理事長)  
山本 一枝 委員(株式会社ウェザーコック専務取締役、  
一般社団法人北海道中小企業家同友会  
産学官連携研究会 (HoPE) 共同代表)

### 4 議事

- (1) 【審議事項】委員長及び副委員長の選任について
- (2) 【審議事項】公立大学部会及び試験研究部会の委員の指名について

<各部会開催のため一時中断。再開は各部会終了後>

- (3) 【審議事項】北海道公立大学法人札幌医科大学の中期目標期間評価実施要領及び中期目標期間見込評価実施要領について
- (4) 【報告事項】地方独立行政法人北海道立総合研究機構評価基本方針、中期目標期間評価実施要領及び中期目標期間見込評価実施要領の改正について
- (5) 【報告事項】令和5年度北海道地方独立行政法人評価委員会審議スケジュールについて
- (6) その他

### 5 配付資料

- 資料 1 北海道地方独立行政法人評価委員会 委員名簿  
資料 2 公立大学法人の評価について  
資料3-1 北海道公立大学法人札幌医科大学 中期目標期間評価実施要領(案)  
資料3-2 北海道公立大学法人札幌医科大学 中期目標期間評価視点(案)  
資料3-3 中期目標期間(令和元年度~令和6年度)及び令和6年度業務実績報告書(案)  
資料4-1 北海道公立大学法人札幌医科大学 中期目標期間見込評価実施要領(案)  
資料4-2 北海道公立大学法人札幌医科大学 中期目標期間見込評価視点(案)  
資料4-3 目標期間の終了時に見込まれる業務実績・令和4年度業務実績報告書(案)  
資料 5 北海道公立大学法人札幌医科大学 中期目標期間評価実施要領(案)、中期目標期間見込評価実施要領(案) 対比表  
資料6-1 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 評価基本方針

- 資料6-2 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 評価基本方針 新旧対照表
- 資料7-1 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 中期目標期間評価実施要領
- 資料7-2 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 中期目標期間評価実施要領 新旧対照表
- 資料7-3 令和6年度及び中期目標期間（令和2年度～6年度）業務実績報告書
- 資料8-1 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 中期目標期間見込評価実施要領
- 資料8-2 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 中期目標期間見込評価実施要領 新旧対照表
- 資料8-3 令和4年度及び第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績報告書
- 資料8-4 第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績報告書
- 資料 9 令和5年度(2023年度) 北海道地方独立行政法人評価委員会 審議スケジュール
- 参考資料1 北海道地方独立行政法人評価委員会条例
- 参考資料2 北海道地方独立行政法人評価委員会運営要綱

## 6 議事内容

### 議事（1）委員長及び副委員長の選任について

(事務局)

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。

最初の議事、「1 委員長、副委員長の選任」でございます。

委員長、副委員長の選任に当たりましては、北海道地方独立行政法人評価委員会条例第5条第2項に基づき、委員の互選により、選任することとなっております。つきましては、委員長及び副委員長について立候補又はご推薦がございましたら、ご発言願います。

(伊藤委員)

前期の委員長であった安藤委員が再任されているので、引き続き安藤委員にお願いできればと考えます。安藤委員におかれましては、豊富で幅広いご経験を活かしていただけるものと考えますので、委員長にご推薦させていただきます。

(事務局)

安藤委員への推薦がございましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。

<異議なし>

(事務局)

それでは、委員長に安藤委員が選任されましたので、よろしくお願いたします。

これからの議事につきましては、安藤委員長にお願いしたいと存じます。安藤委員長、恐れ入りますが、委員長席へご移動願います。

(安藤委員長)

ただ今、委員長に選任されました安藤です。よろしくお願いたします。

それでは引き続き、副委員長の選任を行います。立候補またはご推薦がございましたら、ご発言願います。

<発言なし>

(安藤委員長)

特段いらっしゃらないようですので、私から推薦させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

<異議なし>

(安藤委員長)

それでは、副委員長に才原委員を推薦します。

才原委員は、公立大学である札医大と同様に、法令により大学の評価が行われている国立大学法人で教育・研究に携わっており、適任と考えます。委員の皆様、いかがでしょうか。

<異議なし>

(安藤委員長)

それでは、副委員長に才原委員が選任されましたので、よろしく願いいたします。才原副委員長、恐れ入りますが、副委員長席へご移動願います。

#### **議事（２）公立大学部会及び試験研究部会の委員の指名について**

(安藤委員長)

それでは、次の議事「２ 公立大学部会及び試験研究部会の委員の指名について」でございます。

評価委員会条例第7条第2項により、部会に属すべき委員は、委員長が指名することとなっておりますので、私から各部会に属する委員を指名させていただきます。

公立大学部会委員については、伊藤委員、大森委員、才原副委員長、田中委員、成田委員を、試験研究部会委員については、上田委員、木原委員、籾本委員、山本委員と私をそれぞれ指名したいと思います。

委員の皆様よろしいでしょうか。

<異議なし>

(安藤委員長)

それでは、そのように決定したいと思います。よろしく願いします。

ここで、各部会開催のため、議事をいったん中断させていただきます。なお、再開は、各部会終了後といたします。事務局に、進行をいったんお返しします。

(事務局)

安藤委員長、ありがとうございました。

各委員の皆様におかれましては、これから公立大学部会、試験研究部会に分かれて、部会の審議を行っていただきます。両部会ともこのお部屋で開催いたしますが、公立大学部会については、委員席から見て左側、試験研究部会については、委員席から見て右側にお席を準備させていただいておりますので、恐縮ですがご移動をお願いいたします。

<各部会開催のため一時中断>

<各部会終了後、再開>

議事（3）北海道公立大学法人札幌医科大学の中期目標期間評価実施要領及び中期目標期間見込評価実施について

（安藤委員長）

それでは、議事（3）「北海道公立大学法人札幌医科大学の中期目標期間評価実施要領及び中期目標期間見込評価実施要領」について、事務局からご説明をお願いします。

（事務局）

札幌大の中期目標期間評価実施要領（案）及び中期目標期間見込評価実施要領（案）について、ご説明させていただきます。

本件については、先ほどの部会において審議し、本委員会に提出させていただくものです。

初めに、資料2をご覧ください。設立団体、公立大学法人、評価委員会の関係について図示させていただいております。

設立団体である道は、地方独立行政法人法の定めにより、中期目標を定め、法人に指示します。公立大学法人では、この中期目標の期間は6年間となっております。

法人は、これを受け、中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受けることとされており、また、6年間の各事業年度ごとに年度計画を定め、設立団体の長に届け出ることとされています。

評価委員会は、法人の業務実績について評価を行います。現在3つの評価が法で規定されています。

資料中段、「（1）評価の種類」に記載のとおり、1つ目は、中期目標期間6年間の業務実績を評価する、中期目標期間評価です。これは、6年目終了後に実施するものであり、以後、期間評価と説明させていただきます。

2つ目は、中期目標期間の6年間のうち、4年目終了時点において、6年間の終了時に見込まれる業務実績を評価する、中期目標期間見込評価です。これは、4年目終了後に実施するものであり、以後、見込評価と説明させていただきます。

3つ目は、毎年度終了後に、各事業年度における業務実績を評価する、年度評価です。

また、「（2）評価の実施時期」についてであるが、期間評価は令和7年度に、見込評価は、平成30年4月1日から地方独立行政法人法が改正されたことに伴い、新たに実施することとなったものであり、札幌大では、今年度に、法改正後初めて実施することとなります。

年度評価は毎事業年度終了後に実施します。

本議題においては、期間評価及び見込評価の2つの評価に関し、その方法を定める実施要領をご審議いただくものです。

また、見込評価は、6年間の中期目標期間の終了後に見込まれる業務実績について、4年目終了時点で、期間評価の達成見込を評価するものであることから、期間評価と見込評価は同一の視点で評価する必要があり、各実施要領を合わせてご審議いただきます。

資料3をご覧ください。期間評価の実施要領（案）となっており、資料3-1は実施要領、資料3-2は評価の視点、資料3-3は業務実績報告書の様式となっております。

次に、資料4をご覧ください。見込評価の実施要領（案）となっており、資料4-1が実施要領、資料4-2が評価の視点、資料4-3が業務実績報告書の様式となっております。

なお、期間評価の実施要領等の資料3-1及び資料3-2、見込評価の実施要領等の資料4-1及び資料4-2を対比させてまとめたものが資料5であり、これを基にご説明申し上げます。

資料5をご覧ください。左欄の中期目標期間評価実施要領（案）についてですが、第1期、2期の期間評価の要領から、その実施方法に大きな変更はございません。概略を説明いたします。

期間評価は、中期目標期間の業務の実績について、北海道地方独立行政法人評価基本方針に基づき、この実施要領で定めるところにより評価を行うこととなります。

「1 評価の方針」については、法人の中期計画の実施状況等の調査分析を通じて、中期目標の達成状況を評価することなどを方針としています。

「2 評価の方法」では、法人が行う自己点検・評価の結果を踏まえ、評価委員会が評価を行うことを定めています

まず、「(1) 法人が行う自己点検・評価」については、「項目別実績」と「総括実績」について、法人が自己点検・評価を行い業務実績報告書を作成します。

次に、2ページの「(2) 評価委員会が行う評価」についてですが「①項目別評価」では、法人が行う自己点検・評価の結果について、業務実績報告書の検証及び法人へのヒアリング等を通じて、法人の自己点検・評価における妥当性を検証し、その検証結果を踏まえ、中期目標の評価委員会評価基準の表に記載のある判断基準（目安）に則り、中期目標の項目ごとの達成状況について評価を行います

なお、基準欄はこれまで「非常に優れている」、「良好である」等の文言を使用しておりましたが、国立大学法人評価実施要領を参考に、今回は、「達成している」「達成状況が不十分」といった表現に改めています。

「②全体評価」については、項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務の実績と中期目標の達成状況等について、総合的な評価を記述式により行うこととしています。

「3 主なスケジュール」は、年度評価と同様のスケジュールとしており、これも第1期、2期と同様ですが、要領に記載がなかったことから、今回、明記することとしたものです。

続いて、3ページ目の「評価の視点」についてですが、第1期、2期と同様、基本的視点と具体的視点で構成しています。

期間評価の実施要領の説明は以上です。

資料5の1ページに戻っていただき、右欄に記載のある、令和5年度実施予定の見込評価要領（案）について説明いたします。

見込評価にかかる実施要領は、期間評価実施要領を基本としていることから、左欄と相違している箇所アンダーラインを引いており、当該箇所を中心に説明いたします。

「1 評価の方針」の、(1) では、中期目標の達成に向け、達成見込みを評価します。

(2) では、残る期間、いわゆる中期目標期間の残り2年間において、法人が解決すべき課題等の明確化を図るとしてあります。

「2 中期目標期間見込評価の方法」の「(1) 法人が行う自己点検・評価等」について、いつの時点で評価するのか、を記載していますが、地方独立行政法人法に規定されている文言を用いて「中期目標期間の最後の事業年度の前々事業年度終了時点において」とし、公立大学法人では、4年目終了時点となります。

次に「①項目別実績（見込）」のアの記載では、「進捗状況と今後の達成見込み」について法人が自己点検・評価を行うこととし、また、「ア 中期計画の自己点検・評価」及び次の「イ 中期目標の自己点検・評価」の表の「基準」欄では、見込評価であるため、「～する見込み」、「～できない見込み」といった表現を用いています

2ページ目の右欄をご覧ください。「②総括実績（見込）」ですが、法人は業務実績だけではなく、今後の達成見込みについても業務実績報告書に記載するようにしました。

「(2) 評価委員会が行う評価」では、「(中期目標の評価委員会評価基準)」の表の「基準」欄を「進捗状況にある」や「進んでいる」もしくは「遅れている」といった表現としてあります。

「3主なスケジュール」では、見込評価は、令和5年度に実施するため、左欄に記載している期間評価のスケジュールを時点修正してあります。

次に、3ページ目も同じく右欄をご覧ください。見込評価実施要領の「評価の視点」についてですが、見込評価は、達成見込みについて評価を行うことを踏まえ、基本的視点では、主に「運営が進められているか」という表現とし、「具体的な視点」では、「進められているか」という表現を用いております。

以上が中期目標期間評価実施要領（案）及び中期目標期間見込評価実施要領（案）の説明となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(安藤委員長)

ただ今、ご説明のありました内容について、ご質問等がある方は挙手願います。

特にないようですので、それでは本件については、ご説明の案のとおり決定いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<異議なし>

(安藤委員長)

それではそのように決定し、本件についてはこれで終了いたします。

**議事(4) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構評価基本方針、中期目標期間評価実施要領及び中期目標期間見込評価実施要領の改正について**

(安藤委員長)

続きまして、議事(4)「地方独立行政法人北海道立総合研究機構評価基本方針、中期目標期間評価実施要領及び中期目標期間見込評価実施要領の改正」について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

道総研の評価基本方針、中期目標期間実施要領及び中期目標期間見込評価実施要領の改正について報告します。

道総研は、平成22年4月の地方独立行政法人化以降、地方独立行政法人法に基づき、評価委員会が毎年度、道総研の業務実績評価を行い、道総研は評価結果を業務運営の改善に反映させてきました。

しかし、平成30年4月1日に地方独立行政法人法が改正され、道総研の業務実績評価は、評価の主体が評価委員会から設立団体の長である知事へと変更となったことから、道では、北海道地方独立行政法人評価委員会条例を改正し、知事が道総研の業務実績評価を行う際には、評価委員会の意見を聴くこととしました。

当時、知事が評価を行うにあたり年度評価実施要領を策定しましたが、平成27～31年度の第2期中期目標期間の途中であり、これまでの評価との連続性を踏まえ、それまでの評価委員会の評価方法を活かす形で、評価委員会が評価意見を作成、そして知事へ答申し、知事は答申を受けた評価意見を基に知事評価案を作成し、知事評価として決定していました。

しかし、第2期中期目標期間に係る業務実績評価が終了し、第3期中期目標期間が令和2年度から開始されたことから、令和2年度の評価を行うにあたって、令和3年2月に年度評価実施要領を改正し、第3期中期目標期間においては、知事が評価主体であることをより明確にするため、道が知事評価案を作成し、評価委員会に意見を求める手順へと評価方法を変更いたしました。

地方独立行政法人は、中期目標期間、5年間の最後の事業年度の直前の事業年度、4年目終了後に、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を評価する、いわゆる中期目標期間見込評価を、また、中期目標期間の終了後に中期目標期間評価を行うこととなっていることから、この度、年度評価実施要領の改正内容に合わせてこの2つの評価に係る要領を改正したものです。

改正の時期についてでございますが、道総研については令和6年度に見込評価を実施することとなりますが、道における運用として、最終年度の前年度である令和5年度に、中期目標の達成及び業務等の改善の状況等について調査・分析を行うため、令和4年度決算時である令和5年6月に、道総研から中期目標期間見込業務実績報告書(案)の提出を受ける必要があり、その提出について事前に通知する必要があることから、提出期限の半年前の令和4年11月に評価実施要領の改正を行ったものです。

改正にあたっては、北海道地方独立行政法人評価委員会の試験研究部会委員、道総研業務実績評価等検討会議構成員及び道総研へ意見照会を行い、修正意見について検討、反映の上、決定しております。

なお、地方独立行政法人の評価の主体は知事となっていることから、評価委員会での審議なしで決定しており、今回の評価委員会では報告事項とさせていただいております。

また、この見込評価実施要領の改正にあわせて、中期目標期間評価実施要領及び評価基本方針の関係部分についても改正を行いました。

それではそれぞれの要領等の改正内容について、ご説明いたします。

資料6の「道総研評価基本方針」をご覧ください。改正前の評価基本方針は、平成30年の法改正の際に、これまで札医大と道総研として1つの評価基本方針であったものを道総研に係る評価の基本方針として策定したもので、評価を行うにあたり評価委員会の意見を聴取することなどを新たに規定したものです。

資料6-2の新旧対照表をご覧ください。今回の改正におきましては、1の(2)で、有識者等という言葉の評価委員会条例に合わせて学識経験者という表現に文言整理をしたもの、また、1の(6)で、中期目標は道が自ら策定するものであり、修正を求める対象ではないことから、その中期目標という語句を削除する、という修正をしております。

次に、中期目標期間評価実施要領の改正につきまして、資料7-2の新旧対照表をご覧ください。

中期目標期間評価実施要領の改正におきましては、年度更新や文言整理に関するもののほか、全体の構成を大きく変更しております。

先ほどご説明した年度評価の実施要領において、第3期中期目標期間は、道が知事評価案を作成し、評価委員会に意見を求める手順へと評価方法を変更したことに合わせて、新旧対照表の2ページ目、3ページ目にありますように、記載の内容と順番を修正したものです。

また、5ページ目の「中期目標期間に係る評価の視点」、及び6ページ目の「中期目標期間評価における法人の自己点検・評価及び知事評価項目」につきましては、第3期中期目標の項目に合わせた内容に修正しております。

次に、中期目標期間見込評価実施要領の改正につきまして、資料8-2の新旧対照表をご覧ください。

年度更新、文言整理、全体構成の変更について、先ほどの期間評価実施要領とほぼ同様の修正内容となっているほか、1ページ目下段にありますとおり、業務実績評価報告書と報告書(案)の提出時期を明記しております。

以上が道総研評価基本方針、中期目標期間評価実施要領及び中期目標期間見込評価実施要領の改正の内容です。

この改正について道総研へ通知するとともに、業務実績報告書の提出期限につきましても、事前通知済みでございますので、あわせてご報告いたします。

(安藤委員長)

ただ今、報告のありました内容について、ご質問等がある方は挙手願います。

特にないようですので、それでは本件についてはこれで終了いたします。

#### **議事(5) 令和5年度北海道地方独立行政法人評価委員会審議スケジュールについて**

(安藤委員長)

続きまして、議事(5)「令和5年度北海道地方独立行政法人評価委員会審議スケジュール」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料9をご覧ください。令和5年度の評価委員会の審議スケジュールについては、本日4月26日に、第1回評価委員会及び各部会を開催し、本日の審議・報告等の内容について記載しています。

今後の予定ですが、地独法の定めにより、令和4年度終了後、三月以内に業務実績報告書を提出することとされており、札幌大にあっては、「中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績」及び「令和4年度業務実績」について、道総研にあっては、「中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績(案)」及び「令和4年度業務実績」について、6月末までに業務実績報告書が提出される予定です。

また、地独法の定めにより、前事業年度終了後、三月以内に財務諸表を提出することとされており、6月末までに「令和4年度財務諸表」が提出される予定です。

7月から8月にかけて各部会を開催し、「業務実績に係る評価結果」及び「財務諸表承認に係る意見」についてご審議いただくこととなります。

開催スケジュールについては、今後調整させていただきますが、公立大学部会においては、第2回部会を7月下旬に開催し、札幌大に対するヒアリングを実施した後、意見交換を予定しています。

その後、8月上旬から中旬に第3回部会を開催し、「中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績及び令和4年度の業務実績の評価結果」と「令和4年度財務諸表承認に係る意見」を審議の上、決定する予定となっています。

また、試験研究部会においては、第2回部会を7月下旬に開催し、道総研の研究成果プレゼンテーション及びヒアリングの実施を予定しています。

その後、8月上旬に第3回部会を開催し、「令和4年度の業務実績に関する知事評価結果案に係る意見」、「中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績（案）に関する知事評価結果（素案）」に係る意見と、「令和4年度財務諸表承認に係る意見」を審議の上、決定する予定となっています。

各部会の審議結果については、8月中～下旬に開催を予定している、第2回の評価委員会で、各部会から報告をしていただくこととなります。

なお、今後、各法人と調整を要することとなりますが、各部会において、法人の現地視察についても、検討させていただきたいと考えており、時期が近づきましたら、ご案内させていただく予定です。

委員の皆様には大変お忙しい中恐縮ですが、よろしく願いいたします。

(安藤委員長)

ただ今、説明のありました内容について、ご質問等がある方は挙手願います。

特にないようですので、本件についてはこれで終了いたします。

#### **議事（6）その他**

(安藤委員長)

以上で、全ての議事を終了しましたが、議事全体を通して、何かご発言はございますか。

それでは、進行を事務局にお返しします。

(事務局)

安藤委員長、才原副委員長をはじめ、委員の皆様、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第1回評価委員会を終了させていただきます。

(了)